

テナント賃料支援金給付規程（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け）

（通則）

第1条 テナント賃料支援金（以下「支援金」という。）のフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）であって、第4条第1項第1号に規定する業務委託契約等収入を主たる収入として得ている者に対する給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症（C O V I D－1 9）の拡大に伴い発出された緊急事態宣言等により、売上げの急減に直面する個人事業者等にとって土地又は建物の賃料等固定費の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの個人事業者等に対し、事業の継続を下支えするための支援金を給付し、もって固定費の円滑な支払に資することを目的とする。

（事務局の設置）

第3条 四日市商工会議所（以下「会議所」という。）は、前条の目的を達成するため、テナント賃料支援金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付対象者）

第4条 市内の土地又は建物（その使用及び収益の形態に鑑みこれらに類するものを含む。以下同じ。）に関する賃貸借契約（以下「賃貸借契約等」という。）に基づき他人の所有する土地又は建物を使用及び収益する権利を有する者（以下「賃借人等」という。）として支援金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

一 令和元年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ている者（確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるもの（以下「年間業務委託契約等収入」という。）が、他のいずれの収入（確定申告書第一表における「収入金額等」及び当該確定申告書第一表と同年分の確定申告書第三表における「収入金額」のそれぞれの所得区分（税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。）の収入欄に記載される収入金額（ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。以下「確定申告書の収入金額」という。）をいう。）も下回らないものをいう。以下同じ。）であって、申請時に事業を行い、今後も事業を継続する意思があること。

二 令和2年5月1日から令和3年1月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、次の各号のいずれかに該当すること。

イ 令和2年5月から令和3年1月までの間に、業務委託契約等収入が、令和元年の年間業務委託契約等収入を12で除して得た額に比べて50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。

ロ 令和2年5月から令和3年1月までの間に、連続する3ヶ月の業務委託契約等収入の合計が、令和元年の年間業務委託契約等収入を12で除してそれに3を乗じた額に比べて30%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。

三 確定申告書第一表における「収入金額等」欄に記載されるものと同様の考え方による事業収入を得ていないこと。

四 令和元年以前から被雇用者又は被扶養者ではない者となっていること。

- 2 対象月又は対象期間が複数存在する場合において、申請者は、任意の1ヶ月を対象月とし、又は任意の連続する3ヶ月を対象期間として申請することができる。
- 3 第1項第2号の業務委託契約等収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体から事業継続を支援することを目的として支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。
- 4 申請者が、第12条第1項第1号に定める書類を提出した場合には、確定申告書の収入金額は、当該書類に記載された収入金額及びその他の収入で代替するものとする。
- 5 申請者が、第12条第1項第2号又は同項第3号に定める市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類（市町村民税・道府県民税申告書（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第5号の4様式）をいう。以下同じ。）の控えを提出した場合には、確定申告書の収入金額は、当該控えに記載された、それぞれの収入金額に相当する金額で代替するものとする。
- 6 申請者が第12条第1項第3号の規定により平成30年分の確定申告書の控え又は同年分の住民税の申告書類の控えを提出した場合には、第1項第2号中「令和元年」とあるのは「平成30年」と読み替える。

（基準額）

第5条 支援額の算定に用いる基準となる額（以下「基準額」という。）は、令和3年1月分、2月分及び3月分賃料等（賃貸借契約等に基づき自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有する者が、当該土地又は建物を使用及び収益する対価として支払う金銭（当該対価に係る租税を含む。）をいう。以下同じ。）として支払った額とする。ただし、当該支払った額が、令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1ヶ月分の賃料等として支払うこととされている額より高いときは、当該賃料等として支払うこととされている額とする。

- 2 前項の規定により基準額を算定する場合において、賃貸人その他の申請者に対して土地又は建物を使用及び収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）と、申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。

- 一 申請者が賃貸人等の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいい、自然人であるものに限る。）であるもの
- 二 賃貸人等が申請者の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人であるもの
- 三 前各号に規定する関係に類するものその他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと会議所が判断するもの

- 3 第1項の規定により基準額を算定する場合において、法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。

（給付額）

第6条 支援金の給付額は、基準額に2分の1を乗じて得た額とし、1賃貸借契約につき1月当たり10万円を上限とする。

（給付申請）

第7条 支援金の申請期間は、令和3年2月15日から、令和3年5月31日までとする。

- 2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、事務局に対し行うものとする。
- 3 申請者は、申請を行うに当たっては、テナント賃料支援金交付金申請書（様式1-1）又は次に掲げる

情報（以下「基本情報」という。）を事務局に提出するものとする。

- 一 屋号・雅号
- 二 業種
- 三 申請者住所
- 四 申請者氏名
- 五 生年月日
- 六 連絡先
- 七 令和元年の年間業務委託契約等収入及び確定申告書の収入金額
- 八 対象月又は対象期間
- 九 対象月又は対象期間の業務委託契約等収入
- 十 賃貸借契約等の情報
- 十一 賃貸借契約等に係る土地又は建物の情報
- 十二 申請者本人名義の振込先口座に関する情報
- 十三 その他事務局が必要と認める情報

4 申請者は、前項の提出に当たっては、次に掲げる書類等又は書類等のデータ（以下「提出書類等」という。）を事務局に提出するものとする。

- 一 国から支給された家賃支援給付金の給付を確認できる資料
- 二 前号の書類の提出が困難な場合、次に掲げる資料のいずれか
 - （１） 新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告の写し
 - （２） イ 令和元年分の確定申告書第一表の控（收受日付印が押印されていること（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。以下同じ。）、又はe-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。なお、收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書（その2所得金額用）でこれに代えることができる。なお、收受日付印等が存在せず、納税証明書（その2所得金額用）による代替提出もない場合であっても申請は可能であるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果支援金の給付ができない場合がある。以下同じ。）
ロ 対象月又は対象期間の業務委託契約等収入がわかるもの（売上台帳その他の令和2年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、当該対象月又は各月の月間業務委託契約等収入を記載した他の書類によることも認める。）
- 三 別紙1に規定する業務委託契約等収入があることを示す書類
- 四 別紙2に規定する本人確認書類
- 五 申請者本人名義の国民健康保険証の写し（有効期限内であり、かつ、資格取得の日が令和元年以前のものに限る。）
- 六 賃貸借契約等の存在を証する書類（契約期間に令和2年3月31日及び申請日が含まれるものに限る。）
- 七 令和3年1月分、2月分及び3月分の賃料等を支払った事実（申請者が3ヶ月分より大きい額の賃料等をまとめて支払っている場合には、いずれかの時において、申請日の属する月並びにその前月及び前々月の賃料等を支払った事実）を確認できる振込明細書、領収書その他の書類。また、当該3ヶ月以

内の期間において賃貸人から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合には、別表第2第6号に規定する特例によるものとする。

八 次条の宣誓事項を誓約した様式1-2（誓約書）

九 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

十 その他事務局が必要と認める書類

（宣誓事項）

第8条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、支援金を給付しない。

一 第4条第1項各号のいずれにも該当していること。特に、申請時に事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。

二 賃貸借契約等に基づいて、他人の所有する土地又は建物を自ら営む事業のために直接占有し、使用及び収益をしていること。

三 基準額の算定に用いる賃料等に、自らと第5条第2項各号に規定する関係にある者が賃貸人等である土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。

四 基準額の算定に用いる賃料等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。

五 基準額の算定に用いる賃料等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。

六 前条第3項の基本情報及び第4項の提出書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。

七 次条の不給付要件に該当しないこと。

八 事務局の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等に応じること。

九 支援金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること。

十 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第11条第1項第2号又は第2項第1号の規定による通知に従い支援金の返還等を行うこと。

十一 別紙3で定める暴力団排除に関する誓約事項を遵守すること。

十二 本規程に従うこと。

（不給付要件）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を給付しない。

一 過去に次条第2項第1号の規定による決定により支援金の給付を受けた者

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

三 宗教上の組織若しくは団体

四 前各号に掲げる者の他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと事務局が判断する者

（支援金の給付）

第10条 支援金の給付は、テナント賃料支援事業の予算額の範囲内で給付を行うものであり、テナント賃

料支援事業の予算額の範囲内に限り、申請者からの申請で成立し、事務局の行う申請内容の適格性等を確認する審査（以下単に「審査」という。）を経て会議所が給付額を決定する贈与契約である。

2 支援金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

一 会議所は、事務局による審査を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。

二 会議所が、事務局による審査を踏まえ、申請者に給付を行わない旨を決定した場合には、事務局は申請者に対し、その旨を通知する。

3 事務局による審査の結果、申請者が第4条第1項各号に該当することを確認できない場合、支援金の給付額が零以下である場合、申請者が第9条各号に該当する場合その他の申請者に対し支援金を給付することができない場合に該当すると判断したときは、会議所は、その旨を踏まえて当該申請者に対して支援金を給付しないことを決定し、事務局は、支援金を給付しないこととする旨の通知を当該申請者に対して送付する。

（支援金に係る不正受給等への対応）

第11条 申請者の申請が不給付要件に該当するものその他の給付に適さないものと疑われる場合は、会議所は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合その他の会議所が必要と認める場合において、会議所は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等を行うときは、事務局及び会議所が委任した者（次号において「事務局等」という。）において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した支援金について調査を行う場合も同様とする。

二 事務局等は、申請者の申請が、不給付要件に該当するものその他の給付に適さないものであることが判明した場合には、会議所は、当該申請者に対して不給付決定を行い、又は当該申請者との間の贈与契約を変更し、若しくは解除する。この場合において、既に給付が行われているときは、会議所は、当該申請者に対し給付金の返還に係る通知を行い、又は事務局に対し当該通知を行うよう指示する。

2 前項の場合において、支援金の不正受給に該当することが疑われるときは、会議所は、事務局を通じ、同項の規定による対応に加え、次の各号の対応を行う。

一 不正受給を行った申請者は、前項第2号の規定により返還を請求された支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、会議所は当該申請者に対し、これらの支払いを請求する旨の通知を行い、又は事務局に対し当該通知を行うよう指示する。

二 会議所又は事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告訴又は告発する。

3 前項の規定により支払いを請求する旨の通知を受けた申請者は、通知を受け取った日から20日以内に支払わなければならない。

（提出書類等の特例）

第12条 第7条第4項第2号に定める提出書類等について、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書類で代替することができる。

一 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、令和元年の所得税の確定申告の義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために提出できない場合 様式2-1（テナント賃料支援金に係る確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書）（税理士の確認を受けたものに限る。ただし、収入金額として同額が記載されており、かつ、税理士の確認を受けた持続化給付金に係る「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」（持続化給付金給付規程（主たる収入を雑所得・給

- 与所得で確定申告した個人事業者等向け)様式3)を加えて提出する場合においては、この限りでない。)
- 二 前号に掲げる場合のほか、令和元年分の確定申告の義務がないことその他の相当の事由により提出できない場合 令和元年分の住民税の申告書類の控え
- 三 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、令和元年分の確定申告が完了していないこと、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していないことその他の相当の事由により提出することができない場合 平成30年分の確定申告書の控え又は同年分の住民税の申告書類の控え
- 2 次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表第1に定める特例によることができるものとする。
- 一 令和元年1月から同年12月までの間に開業した場合
- 二 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する場合
- 3 第7条第4項第5号に定める提出書類等について、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書類で代替することができる。
- 一 申請者が、健康保険法第3条第4項に規定する任意継続被保険者である場合 申請者の加入する健康保険組合の健康保険証の写し及び使用されなくなった適用事業所の発行する退職証明書又は雇用保険被保険者離職票の写し
- 二 申請者が、後期高齢者医療被保険者証を保有している場合 後期高齢者医療被保険者証の写し
- 三 申請者が、中小企業等協同組合法第3条第4号に規定する企業組合の組合員であって、雇用保険の被保険者ではない個人事業者等である場合 申請者と組合契約を締結した企業組合が発行する、当該申請者が当該企業組合の組合員として事業に従事する個人事業者等であって、雇用保険の被保険者ではないことを証する書類(当該企業組合又は当該企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。)
- 四 前各号に掲げるもののほか、申請者が第7条第4項第5号に定める提出書類等を提出することができない相当の事由がある場合 前各号に掲げる書類に類するものその他の当該申請者が被用者等でないことを証する書類
- 4 申請に係る賃貸借契約等に関して、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、当該賃貸借契約等に係る申請に当たっては、別表第2に定める提出書類等を提出することができるものとする。
- 一 第7条第4項第6号の書類に規定された賃貸人等の名義と現在の賃貸人等の名義が異なる場合
- 二 第7条第4項第6号の書類に規定された賃借人等の名義と申請人の名義が異なる場合
- 三 賃貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該賃貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合
- 四 令和2年4月1日以降において、令和2年3月31日時点で有効であった賃貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな賃貸借契約等を締結している場合
- 五 賃貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合
- 六 令和3年1月分～3月分において賃貸人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合

別表第1

号	特例
一 令和元年1月から同年12月までの間に開業した場合	令和元年1月から同年12月までの間に開業した場合には、第4条第1項第2号中「12で除して」とあるのは「開業日の属する月から12月までの月数で除して」と読み替えることができる。 この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 次に掲げる書類のいずれか イ 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条に規定する届出書をいう。以下同じ。）（開業日が令和元年12月31日以前で、かつ、当該届出書の提出日が令和2年4月1日以前であり、税務署の受付印が押印されているもの（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付されているもの）に限る。） ロ 事業開始等申告書その他の地方公共団体の定める開業の届出に用いる書類（事業開始年月日が令和元年12月31日以前で、かつ、当該届出書の提出日が令和2年4月1日以前であり、受付印等が押印されているものに限る。）
二 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する場合	平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する者の場合には、第4条第1項第2号中「令和元年」とあるのは、「罹災証明書等を受けた年の前年」と読み替えることができる。 この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等（第7条第4項第1号については、罹災証明等を受けた年の前年に係るもの。） 二 罹災証明書等（平成30年又は令和元年に発行されたものに限る。）

別表第2

号	提出書類等の特例
一 第7条第4項第6号の書類に規定された貸貸人等と現在の貸貸人等の名義が異なる場合	第7条第4項第6号の書類に規定された貸貸人等と現在の貸貸人等の名義が異なる場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 様式3-1（貸貸借契約等証明書）
二 第7条第4項第6号の書類に規定された賃借人等と申請人の名義が異なる場合	第7条第4項第6号の書類に規定された賃借人等と申請人の名義が異なる場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 様式3-2（貸貸借契約等証明書）
三 貸貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該貸貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合	貸貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該貸貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類（同項第6号で定める書類を除く。） 二 貸貸借契約等の存在を証する書類 三 前号の書類によって証される貸貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点において有効であることを示す書類 四 前号の書類がない場合、様式3-3（貸貸借契約等証明書）
四 令和2年4月1日以降において、令和2年3月31日時点で有効であった貸貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな貸貸借契約等を締結している場合	令和2年4月1日以降において、令和2年3月31日時点で有効であった契約を終了し又は解除し、これに代わって申請日時点で有効な新たな貸貸借契約等を締結している場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等（同項第6号で定める書類を除く。） 二 令和2年3月31日時点で有効であった貸貸借契約等の存在を証する書類 三 新たに締結された、申請日時点で有効な貸貸借契約等の存在を証する書類
五 貸貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合	貸貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等（同項第6号で定める書類を除く。）

	二 様式３－４（賃貸借契約等証明書）
六 申請日の前３ヶ月以内の期間（申請日の前１ヶ月以内の期間を除く。）において賃貸人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合	申請日の前３ヶ月以内の期間（申請日の前１ヶ月以内の期間を除く。）において賃貸人から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第７条第４項で定める提出書類等（同項第６号で定める書類を除く。） 二 申請日の属する月の前月において賃料等を支払った事実（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該前月分が含まれている賃料等を支払った事実）を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書又は領収書 三 申請日の属する月の前々月において賃料等を支払っている場合には、その事実（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該前々月分が含まれている賃料等を支払った事実）を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書又は領収書 四 賃料等の支払いの免除又は猶予の事前合意若しくは追認を受けていることを証する契約書その他の書類又は様式４（支払免除等証明書）

業務委託契約等収入があることを示す書類

第7条第4項第3号に定める業務委託契約等収入があることを示す書類は、次の各号に掲げる書類のうちいずれか二の書類（第2号ロに規定する源泉徴収票又は同号ハに規定する支払の明細を示す書類（給与としての支払の明細を示すものに限る。）を提出する場合にあっては、当該書類及び第1号に規定する書類）とする。ただし、当該業務委託契約等収入に係る業務委託契約等の全部又は一部が令和元年（第12条第1項第3号又は別表第1第2号の規定により、令和元年分の確定申告書に代わる書類を提出した場合には、当該書類に記載される収入金額に係る年。以下この別紙において同じ。）中に履行がなされ、当該履行を踏まえて報酬等が支払われたものに限る。また、提出された二の書類が同一の業務委託契約等に係るものであることが、契約者（当該業務委託契約等を申請者との間で締結した者をいう。以下同じ。）、支払者（申請者に対し、当該業務委託契約等収入に係る支払をした者をいう。以下同じ。）等の名称、氏名等から判断できるものに限る。なお、当該業務委託契約等収入に係る業務委託契約等が複数存在する場合には、そのいずれか一の業務委託契約等に係る書類を事務局に提出するものとする。

- 一 申請者がその雇用者ではない契約者との間で締結する業務委託契約等の契約書（以下「業務委託契約書等」という。）であって、契約者の署名又は記名押印のあるものの写し（ただし、業務委託契約書等の内容の確認等に時間を要し、給付までに通常よりも大幅に時間を要する場合がある。また、確認の結果支援金の給付ができない場合がある。）又は様式2-2（テナント賃料支援金業務委託契約等契約申立書）であって、申請者の署名及び契約者の署名又は記名押印のあるもの
- 二 業務委託契約等に係る支払の内容を示す次のいずれかの書類（ただし、ハに掲げる書類を提出する場合には、内容の確認等に時間を要し、給付までに通常よりも大幅に時間を要する場合がある。また、確認の結果支援金の給付ができない場合がある。）
 - イ 支払者の発行する支払調書（「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る。）の写し
 - ロ 支払者の発行する所得税法（昭和40年法律第33号）第226条第1項の規定により交付される源泉徴収票（「給与所得の源泉徴収票」に限り、雇用契約に基づき雇用者から支払われる給与に係るものを除く。）の写し
 - ハ 支払者の発行する支払の明細を示す書類（支払者及び支払先の名称又は氏名、支払金額及び支払時期の記載があり、支払者の署名又は記名押印のあるものに限る。）の写し又はこれに相当するもの
- 三 業務委託契約等に係る収入があったことを証する銀行通帳の写し

本人確認書類

本人確認書類は、次に掲げる書類のいずれかの写しを提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

- 一 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- 二 個人番号カード（表面のみ）
- 三 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- 四 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- 五 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）
- 六 前各号の書類を保有していない場合、住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票及び各種健康保険証の両方

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、支援金の給付の申請から、支援金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。